

「サービス産業事業再構築支援事業費補助金」

「サービス産業事業再構築支援事業費補助金」とは？

新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの脱却をめざし、新分野展開による経営多角化や業態転換など、先を見据えて事業の再構築を図る県内サービス産業事業者の先進的な取組に要する経費を補助します。

補助対象者

- (1) サービス産業（第3次産業）を営む県内の中小企業者等で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2) 2者以上で構成するグループの場合は、その構成員の過半数がサービス産業（第3次産業）を営む県内中小企業者等であること。

補助対象事業

地域波及効果の大きな取組や先進的な取組を優先的に採択します。
また、認定経営革新等支援機関との計画段階からの連携をお勧めします。

- (1) 新分野展開による経営多角化に関する取組
- (2) 業種・業態転換に関する取組
- (3) その他、サービス産業事業者の事業再構築につながる取組



補助対象経費

※補助対象経費は税抜（「消費税及び地方消費税」は補助対象外）

- システム導入費 ○建物改修費
○備品・機械装置等購入費 ○広告宣伝費・販売促進費 ○外注費 など
＜以下の経費は補助の対象となりません。＞
消耗品、人件費、ランニングコスト、汎用性の高い備品等
※詳しくは補助金実施要綱を確認してください。 [長崎県経営支援課](#) 検索

補助限度額・補助率

- 補助限度額 ①1者による申請 下限 30万円 ~ 上限 100万円
②グループによる申請 下限 52.5万円 ~ 上限 1,000万円
(グループを構成する事業者の数で変動)
- 補助率 2/3以内

【提出先】 keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp
件名を「事業再構築支援補助金申請（事業者名）」として送信ください。

【提出方法】 メールのみ

【募集期間】 令和3年3月～ 令和3年4月12日（月）

※認定事業者は審査会にて選考します。

【お問い合わせ先】 長崎県産業労働部 経営支援課 095-895-2653